

令和4年度
事 業 計 画 書

社会福祉法人寿生会

目 次

社会福祉法人寿生会経営理念	2
経営基本方針	2
事業運営方針	2
事業方針	
令和3年度の動向	3
令和4年度事業運営方針	4
事業別重点目標	
(1) 特別養護老人ホーム寿生苑	5
①長期入所	
②短期入所	
③介護輸送サービス	
(2) 田野畠村デイサービスセンター	5
(3) 寿生会訪問介護事業所	5
(4) 田野畠村生活支援ハウスかけはし	5
(5) 寿生会居宅介護支援事業所	5
(6) グループホームたのはた虹の家	5
事業活動重点目標具体的内容	
特別養護老人ホーム寿生苑	6 ~ 7
田野畠村デイサービスセンター	8
寿生会訪問介護事業所	9
田野畠村生活支援ハウスかけはし	10
寿生会居宅介護支援事業所	11
グループホームたのはた虹の家	12
令和4年度主要行事等実施計画	13
令和4年度職員研修計画	14
年間スケジュール	15
事業運営設置基準上必要職種及び資格	16
寿生会職員資格取得構想	17
資格取得支援ガイドライン	18 ~ 19

社会福祉法人寿生会経営理念

社会福祉法人寿生会は、多様な高齢社会のニーズに応え、良質な福祉サービスを提供することにより、利用者の尊厳を最大限尊重し、自立した生活が住み慣れた地域社会で営まれるよう可能な限りの介護支援を行う。もって地域社会への貢献と社会的、公益的使命を果たすものとする。

経営基本方針

- 1 常に地域の求める福祉サービスを提供するため、地域の要望と社会の変化へ対応します。
- 2 利用者の権利を尊重し、尊厳の保持と自立への支援を行います。
- 3 職員の権利を尊重し、職員の育成を通して法人の成長を目指します。
- 4 情報の開示、説明の責任を果たし、開かれた経営を約束します。

事業運営方針

- 1 利用者の皆様から「ぬくもりと安らぎ」を感じてもらえる環境と生活支援を目指します。
- 2 常に「健康、清潔、安心」を念頭に、良質なサービス提供に向けて研鑽します。
- 3 効率化とコスト意識をもちつつ、課題には速やかに適切な対応に努めます。
- 4 チームワークを心がけ、活力ある職場作りに励みます。

事業方針

1 令和3年度の動向

令和3年度の動向について、以下の5点にまとめた。

① 介護報酬制度の改正

令和3年4月、介護報酬改定が行われた。

その内容は、

1. 感染症や災害への対応力強化
2. 地域包括ケアシステムの推進
3. 介護人材の確保・介護現場の革新
4. 自立支援・重度化防止の取組の推進
5. 制度の安定性・持続可能性の確保

他にも、介護保険施設のリスクマネジメントの強化や虐待防止の推進、基本報酬や基準費用額の見直しなどが行われた。

当法人において、大きなところでは、LIFE（科学的介護情報システム 通称；ライフ）へのデータ提出を行い、介護のPDCA（Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)）サイクルを行い、ケアの質を向上させていく取組を始めたことである。他にも、安全対策に関する担当者の設置、自然災害や感染症などによる業務継続計画の作成への取組み、高齢者の権利擁護に対する取組みなどが、今年度より進められている。

② 新型コロナウィルス感染対策

新型コロナウィルス感染症の終息が見通せない中、昨年度に引き続き、今年度もその対策に追われた。

施設入居者の面会について、制限を行っていたが、感染対策を維持しながら、できるだけ家族と会うことができるよう、Webを通じた面会だけでなく、窓越しによる面会を実施した。活用しやすくするため、都度、職員で議論を交えながら、現在に至っている。

新型コロナウィルスワクチンの接種を、希望者に対して今年度は3回実施した。主に接種した職員の副反応（発熱やだるさなど）が見られたが、重篤な状態には至らずに終えている。

昨年度は、施設内の行事について、感染予防の観点から自粛をしていたが、今年度は、利用者が少しでも季節感を得られるように、感染対策を施したうえで開催した。利用者からの評価は、おおむね良好であった。

③ 排水路に関する問題

排水路上の地主が変わったことにより浮上した問題。一時は、費用負担や排水路の移設方法等、協議が難航したが、村当局と連携し、対応したことで年度内には解決した。費用については、一部当法人でも負担をした。

④ 実地指導(寿生苑)

昨年12月14日に、特別養護老人ホーム寿生苑の指導監査及び介護老人福祉施設の実地指導が行われた。一部研修の未実施などが指摘されたが、おおむね良好のことだった。

今後、法令を遵守し適正な運営を続けていくようとする。

⑤ 職員の確保

昨年度末に2名の職員、6月には2名、12月に1名の職員が退職した一方で、10月に1名、1月に1名の職員が採用となった。現在、ハローワークに求人票を出しているほか、村内及び周辺町村にチラシを配布しているが、応募につながっていない。今年度は、新卒者の状況把握のため、近隣の高等学校だけでなく、専門学校にもアポイントを取り、情報収集を行ったが、現状は厳しいものだった。

2 令和4年度 事業運営方針

令和4年度の事業運営を実施するにあたって、以下の4点について主に取り組む。

① 新型コロナウィルス感染症の対策の継続

現時点では、新型コロナウィルス感染症の終息が見えない状況なので、現在の対策を継続、徹底を行う。

一方で、新型コロナウィルス感染症の科学的知見が明らかになってきている中で、それらを踏まえた対策を、現状に応じて取り入れ、できるだけ利用者の生活がより良いものとなるように努力も続ける。

② 介護事業の運営

当法人の介護サービス事業の対象となる方々は、田野畠村民である。田野畠村は現在、総人口の減少と高齢者割合の増加にある。

介護サービスの需要はなくならず存在しているが、利用する側の姿は、当法人ができた時と比べて、変化している。一人暮らしの高齢者であっても、身寄りのない方も増えてきている。

変わる世の中の動きに対応しながらも、法人の運営する介護サービスを維持していく。

在宅サービスにおいては、利用者が自宅で生活を続けられるように、それぞれの心身機能の維持が図られるように、サービスを提供する。

施設サービスでは、施設を利用するに至った事情を慮りながら、施設を利用したメリットを享受できるようにサービスを提供する。

③ 中長期的視点に立った施設修繕

平成4年に供用した寿生苑は30年が経ち、又、平成16年から運用している総合保健施設も18年が経っている。介護業務に必要な機器類も年々劣化している。

建物、備品類の計画的整備が必要であるが、今年度は施設の屋根の塗装に着手する。

以降も、施設の状況を見ながら、計画的に修繕や機器類の更新などに取り組む。

④ 人材育成と確保

寿生会にとって、貢献できる人材は、地域にとっても貢献できる人材と考える立場から、その育成は法人運営にとっても重要である。

のことから、現在、就労している職員を大事に育成することは、不可欠と考える。

そのために、職員のレベルに応じた教育体系の構築や、業務に関連した資格取得を効果的に支援する仕組み、職員のライフスタイルに寄り添いながら、長く仕事が続けられるように工夫していくことに取り組む。

人材の確保は、職員の配置状況を鑑みながら、適宜、募集をする。

そのために、役職員の意識をより良い方向へと意識づけし、法人イメージを意識しながら、魅力的な職場であることを発信することに取り組む。

しかし、現状は人材確保が困難な状態であるため、現在の職員で事業運営を遂行していくかなくてはならない。

そのため、効率性の向上を図ることは、不可欠であると考え、現在、国の政策で進められている介護ロボットやICT（情報通信技術）の導入を検討する。

3 事業別重点目標

(1) 特別養護老人ホーム养生苑

①長期入所

- ア 入居者に、良質なサービスと快適な生活環境を提供する。
- イ 事故防止に努め、健康で安全、安心な生活環境の提供を行う。
- ウ 家族との関係を大切にする為、密接に情報交換を行う。
- エ 常にコスト意識を持ち行動する。

②短期入所

- ア 利用者の健康、安全、安心に努めた支援サービスを提供する。
- イ 可能な限り、本人や家族の要望に添った介護サービスを提供して行く。
- ウ 家族との関係を大切にする為、密接な情報交換を行う。

③介護輸送サービス

- ア 安全運転に努め、利用者の安心を念頭にサービス提供を行う。

(2) 田野畠村デイサービスセンター

- ア 事故防止に努め、安心して利用して頂けるように環境を整える。
- イ 職員の資質向上に取り組み、より質の高いサービスを目指す。
- ウ 利用者ひとりひとりのニーズに合わせたサービスを提供する。

(3) 寿生会訪問介護事業所

- ア 利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援する。

(4) 田野畠村生活支援ハウスかけはし

- ア 毎日の生活を安心・健康に送れるように支援する。

(5) 寿生会居宅介護支援事業所

- ア 自宅での看取りや独居世帯、ヤングケアラー等々、多種多様な事例が増えてきている中、多職種との密な連携を図り、適切なケアマネジメントの提供を遂行していく。
- イ 経営状況を把握しながら、業務の効果・効率化を図っていく。

(6) グループホームたのはた虹の家

- ア 入居者により良質なサービスと快適な生活環境を提供する。
- イ 個別支援、自立支援に向けた取り組みを行いサービス内容の充実を図る。

事業活動重点目標等

特別養護老人ホーム 寿生苑

事業活動重点目標	具体的内容	事業推進目標
【長期入所】		
1 入居者に、良質なサービスと快適な生活環境を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ① 入居者に寄り添う時間が多く持つ。 ② 施設内研修を増やし、職員の知識や技術を高め質の向上に努める。 ③ 業務の見直しを行う。 	
2 事故防止に努め、健康で安全、安心な生活環境の提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護事故防止の為、職員の意識向上を図る。 ② 感染症等の予防対策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日々の健康管理 ・職員個々の健康管理 ・肺炎予防等の為口腔ケアの充実 ・苑内の定期的換気 ③ 衛生管理に努め、施設内の消毒・清掃を行う。 	年間入所率 99.0% (49.5人／日平均)
3 家族との関係を大切にする為、密接に情報交換を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ① 体調不良時や事故発生時には速やかに家族に電話連絡にて状況の報告を行う。 ② 家族の面会時（窓越し、ウェブ）には本人の状況について報告を行う。 ③ 家族通信に詳しく内容の報告を行う。 	
4 常にコスト意識を持ち行動する。	<ul style="list-style-type: none"> ① 排泄用品や日用品等の使用について定期的に点検を行う。 	

事業活動重点目標	具体的内容	事業推進目標
<p>【短期入所】</p> <p>1 利用者の健康、安全、安心に努めた支援サービスを提供する。</p>	<p>① 入退所の送迎等には安全な車両運行に努める。</p> <p>② 入所中の安全、健康管理に努め、変化があった場合には、家族や、担当ケアマネへ速やかに連絡を行う。</p> <p>③ 安心した生活が送れるよう、本人家族と相談しながら対応する。</p> <p>④ 迎え時には、本人の検温と家族を含めた体調の確認を行う。</p>	<p>年間利用率 93.6% (7.4人／日平均)</p>
<p>2 可能な限り、本人や家族の要望に添った介護サービスを提供して行く。</p>	<p>① 家族や担当介護支援専門員と連携し、情報の共有を行う。</p> <p>② 利用期間の調整は可能な限り対応する。</p>	
<p>3 家族との関係を大切にする為、密接な情報交換を行う。</p>	<p>① 自宅での様子や、入所中の様子について、家族へ詳しく報告を行う。</p>	
<p>【介護輸送サービス】</p> <p>1 安全運転に努め、利用者の安心を念頭にサービス提供を行う。</p>	<p>① 車両の安全運行により、利用者の安全、正確、快適なサービス提供を行う。</p>	<p>10人／月</p>

行事実施計画

4月	村内ドライブ	レク
5月	母の日行事	レク
6月	父の日行事	レク
7月	七夕行事	レク
8月	夏祭り	スイカ割り レク
9月	敬老会	レク
10月	お楽しみ会	レク
11月	ミニゲーム	レク
12月	クリスマス会	餅つき レク
1月	みづき団子飾り	レク
2月	節分行事	レク
3月	雛祭り行事	レク

田野畠村ディサービスセンター

事業活動重点目標	具体的な内容	事業推進目標
1 事故防止に努め、安心して利用して頂けるように環境を整える。	① 毎日ミーティングを行い、職員間で情報の共有を行う。 ② 業務内容の見直しを行い事故の再発防止に努める。 ③ 感染症予防の知識を身に付け、対策を徹底する。	
2 職員の資質向上に取り組み、より質の高いサービスを目指す。	① 内部研修を行い、介護技術のみならず様々な知識を身に付ける。	介護給付 延 176 人／月平均 総合事業 19 人／月平均
3 利用者ひとりひとりのニーズに合わせたサービスを提供する。	① ご家族、介護支援専門員、医療機関と連携し、できるだけご本人の望む生活を続けて頂けるよう支援する。	

行事実施計画

4月	
5月	運営推進会議
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	運営推進会議
12月	クリスマス会
1月	
2月	
3月	

寿生会訪問介護事業所

事業活動重点目標	具体的内容	事業推進目標
1 利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援する。	<p>① 一人ひとりに合わせたサービスの提供</p> <p>② 関係職との連携</p> <p>③ 利用者的心身の状態把握</p> <p>④ 事故防止・安全への配慮</p> <p>⑤ 報告・連絡・相談の徹底</p> <p>⑥ 安定したサービスの質</p>	<p>介護給付 78人／月平均</p> <p>総合事業 7人／月平均</p>

行事実施計画

4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	訪問介護サービス提供責任者セミナー
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

田野畠村生活支援ハウスかけはし

事業活動重点目標	具体的な内容	事業推進目標
1 毎日の生活を安心・健康に送れるように支援する。	<p>① 生活の安定と継続を図る。</p> <p>(ア) 体調管理の為、月1回の体重測定。毎日、バイタル測定を行う。 日常の声掛け等から体調の変化等の様子観察を行う。</p> <p>(イ) 緊急時の連絡体制の整備。緊急時の対応と家族、医療機関への連携。</p> <p>② 防災訓練を行う。</p> <p>(ア) 防災予防の啓発。</p> <p>(イ) 定期的に防災避難訓練を実施する。</p>	8人／月平均

行事実施計画

4月	DVD鑑賞
5月	リハビリ体操・ゲーム
6月	リハビリ体操・ゲーム
7月	DVD鑑賞
8月	リハビリ体操・ゲーム
9月	リハビリ体操・ゲーム
10月	DVD鑑賞
11月	リハビリ体操・ゲーム
12月	リハビリ体操・ゲーム
1月	DVD鑑賞
2月	リハビリ体操・ゲーム
3月	リハビリ体操・ゲーム

寿生会居宅介護支援事業所

事業活動重点目標	具体的内容	事業推進目標
1 自宅での看取りや独居世帯、ヤングケアラー等々、多種多様な事例が増えてきている中、多職種との密な連携を図り、適切なケアマネジメントの提供を遂行していく。	<p>① 65歳以上の高齢者の人口比率が高くなってきており、新規相談者数の増加が予想される。その中で、独居等による困難事例の増加も考えられ、地域ケア会議や所内ミーティング等により状態・状況の共有を図り、円滑な支援が遂行できるよう努めていく。</p> <p>② ケアマネジメントに必要と判断される研修等、積極的に受講していく。</p>	給付管理 48人／月 介護予防 23人／月 認定調査 3件／月 実態把握 2件／月
2 経営状況を把握しながら、業務の効果・効率化を図っていく。	<p>① 新規相談者を積極的に受け入れていく。</p> <p>② サービス未利用者の状態・状況の把握に努め、必要と思われるサービス等の提供を行っていく。</p> <p>③ 備品等の効果的且つ効率的な使用を心掛け、経費節減を図っていく。</p>	

研修実施計画（居宅介護支援）

① 資格等取得関連

- ・介護支援専門員法定研修 実務経験者向け更新研修 専門研修課程Ⅰ・Ⅱの受講。

② 研修関連

【所 内】

- ・適切なケアマネジメントを行う上で、アセスメントの仕方やケアプランの内容、記録の取り方等、隨時確認する機会をつくる。
- ・上記内容や困難事例等について、ミーティング時や業務の合間に隨時時間を設け実施する。

【法内内】

- ・法人における研修計画に準じる。

【外 部】

- ・地域包括支援センターや自治体、職能団体、各種組織が実施するケアマネジメントに関する研修をはじめ、関連する様々な研修について受講し、知識の習得とネットワーク作りを図る。
- ・包括支援センターと協力をし、自立支援型地域ケア会議を実施する。

* 介護支援専門員の実習受入が可能な事業所となっており、前年度も実習の受入れを行った。今年度も引き続き実習生の受入を行い、その指導を行うとともに、お互いの学びの機会となるように心がける。

グループホームたのはた虹の家

事業活動重点目標	具体的内容	事業推進目標
1 入居者により良質なサービスと快適な生活環境を提供する。	<p>① 入居者の要望等に可能な限り対応する。</p> <p>② その季節にあった行事や食事提供を行い、生活に楽しみを持てるよう対応する。</p> <p>③ 必要に応じ業務の見直しをする。</p>	
2 個別支援、自立支援に向けた取り組みを行いサービス内容の充実を図る。	<p>① カンファレンスの検討内容を充実させていく。</p> <p>② 介護計画に基づいたサービス提供を充実する。</p>	<p>年間入所率 99.0% (8.9人／日平均)</p>

行事実施計画

4月	誕生会
5月	母の日行事
6月	父の日行事 誕生会
7月	七夕行事 すいか割り
8月	夏祭り
9月	敬老会
10月	誕生会
11月	
12月	クリスマス会 誕生会
1月	みづき団子作り 誕生会
2月	豆まき バレンタイン行事 誕生会
3月	ひな祭り 誕生会

令和4年度主行事等実施計画

	共 通 事 項	寿 生 苑 事 項	総合保健施設事項
4月	辞令交付式(4月1日) 寿生会職員全体会議		グループホーム運営推進会議
5月	決算監査・外部会計監査 定時理事会	寿生苑職員全体会 ワックス清掃作業 (居室棟)	デイサービス運営推進会議
6月	定時評議員会 職員健康診断 メンタルヘルス健診	館内消毒・厨房滅菌作業	グループホーム運営推進会議 館内消毒作業
7月		寿生苑職員全体会	
8月	夏祭り(内部的行事)		グループホーム運営推進会議 ワックス清掃作業
9月	敬老会(内部的行事)	寿生苑職員全体会 ワックス清掃作業 (管理棟)	
10月	外部会計監査 上半期監事監査 寿生会職員全体会議	ワックス清掃作業 (居室棟) 館内消毒・厨房滅菌作業	グループホーム運営推進会議 館内消毒作業
11月		寿生苑職員全体会	デイサービス運営推進会議
12月	職員健康診断 (夜勤実施者)		グループホーム運営推進会議
1月		寿生苑職員全体会	
2月			グループホーム運営推進会議
3月	定時理事会	寿生苑職員全体会 ワックス清掃作業 (管理棟)	
毎月	寿生会運営検討会議	寿生苑主任者会議 介護リーダー会議・区会議 給食担当者会議 看護担当者会議 自衛消防訓練	在宅サービス所内会議 自衛消防訓練
随時	感染症予防委員会 安全衛生委員会 個人情報保護推進委員会 高齢者虐待防止推進委員会 研修委員会 安全対策推進委員会	寿生苑入所判定委員会 身体拘束廃止委員会	虹の家人所判定委員会 サービス担当者会議 身体拘束廃止委員会

令和4年度 職員研修計画

【今年度の目標】

『寿生会や地域に貢献できる人材を育てる』

【今年度の具体的研修計画（メニュー）】

- 各事業所や部署のニーズに応じた研修の実施
 - 法人内研修（事業所内研修）
 - ※ すべての事業所、部署で必要とする研修→当計画にて定めて実施
 - ※ 事業所において必要とする研修→各事業所等で別に計画を定めて実施
 - 小規模事業所及び部署においては、合同で計画的に実施することも可
 - 各事業所や部署にて開催する際、必要に応じて担当者が技術的支援を行う
 - ※ 必要に応じて、従来の外部の講師を依頼する他、ZOOM を始めとしたウェブなどの活用を行い、できるだけ高度の知識習得ができる環境を整える。
 - 外部講師の依頼
 - ウェブの活用
 - フォローアップ研修ネット配信サービス、介護技術動画マニュアルネット配信サービスの積極的な活用（お茶の水ケアサービス学院）
 - ZOOM の有料アカウント導入の検討（必要な場合）
 - ※ 業務都合などで受講できなかった職員への受講機会の確保を行う
 - ※ 受講後の効果測定を行う
 - 法人外研修
 - ※ 各部署において、知識の習得が必要な事柄を外部機関等で開催される研修会を受講する
 - ※ 受講後の効果が明確に表れるように、復命書様式の見直しを行う（参加目的、内容、反映できること等を記述できるようにする）
 - ※
 - 資格取得に対する支援
 - 資格取得の支援に関しては、別紙『事業運営設置基準上必要職種及び資格』及び『資格取得支援ガイドライン』に基づいて実施する。
 - 今後の基となる基盤づくり
 - 職員のレベルに応じた研修体系を構築し、全職員に示す（次年度から実施を目標）
 - ※ 新採用職員からベテラン級の職員、リーダー、管理者毎に必要となる力量などを設定
 - ※ 必要な研修の実施、受講の調整をする

法人や各事業所の事業計画との整合性を取る必要があるため、内容の確認を行いながら実施とする。

【年間スケジュール】

月	研修会(法人内)	外部研修関係	資格取得関係
4月	虐待防止研修① プライバシー保護研修		
5月	ハラスメント対策研修 安全対策研修①		ケアマネ更新(専門Ⅰ)① ケアマネ再研修①
6月	感染症対策研修① 業務継続計画(感染症)に関する研修	認知症実践者研修①	ケアマネ試験申し込み受付 ケアマネ更新(専門Ⅰ)② ケアマネ再研修②
7月	メンタルヘルスケア研修	認知症実践者研修② 認知症実践者研修① キャリアパス対応研修 (リーダー、管理職員編)	ケアマネ更新(専門Ⅰ)①
8月	口腔ケア等研修	認知症実践リーダー研修① 認知症実践者研修② キャリアパス対応研修(中堅職員編)	介護福祉士試験申込
9月	虐待防止研修②	認知症実践リーダー研修② 認知症実践者研修③	介護職員初任者研修①
10月	職員健康講話	認知症実践リーダー研修③	介護職員初任者研修② ケアマネ試験 ケアマネ更新(専門Ⅱ) 主任ケアマネ①
11月	感染症対策研修②	認知症実践リーダー研修④ 認知症実践者研修③ キャリアパス対応研修(初任職員編) 高齢者権利擁護推進員研修①	介護職員初任者研修③ ケアマネ更新(専門Ⅱ) 主任ケアマネ②
12月		高齢者権利擁護推進員研修②	ケアマネ更新(専門Ⅱ) 主任ケアマネ③
1月	安全対策研修②	高齢者権利擁護推進員研修③	介護福祉士試験 ケアマネ実務研修①
2月	業務継続計画(自然災害)に関する研修	高齢者権利擁護推進員研修④	
3月			ケアマネ実務研修②
通年	各事業所・部署内の研修会(適宜)	県や関連団体、職能団体等の開催する研修会(適宜)	介護実践者研修(適宜) 社会福祉主事資格(1年) 施設長任用資格(1年)

※研修会の日程、内容は、都合で変更の可能性がある。また、上記以外にも、研修会の設定を行う場合がある。

※外部研修及び資格取得関係は、令和3年度の開催実績を反映したものであり、令和4年度の予定の編成によっては、日程が異なる。

事業運営設置基準上必要職種及び資格

サービス事業所	職 種	必 要 資 格
特別養護老人ホーム寿生苑 介護老人福祉施設	施設長	社会福祉施設長任用資格、社会福祉士
短期入所生活介護	生活相談員	社会福祉主任任用資格、社会福祉士、介護支援専門員
介護輸送事業	介護支援専門員	介護支援専門員
	看護師	看護師、准看護師
	栄養士	管理栄養士、栄養士
	機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、看護師、准看護師
	運転士(介護輸送)	普通乗用二種免許以上
田野畠村デイサービスセンター 地域密着型通所介護 他	生活相談員	社会福祉主任任用資格、社会福祉士、介護支援専門員、 介護福祉士
	看護師	看護師、准看護師
寿生会訪問介護事業所 訪問介護 他	サービス提供責任者	介護福祉士、看護師
有償運送事業	訪問介護員	介護福祉士、介護初任者研修修了者
グループホームたのほた虹の家 認知症対応型共同生活介護	管理者	認知症介護実践者研修者及び管理者研修修了者
	計画作成担当者	介護支援専門員及び認知症介護実践者研修修了者
寿生会居宅介護支援事業所 居宅介護支援	管理者	主任介護支援専門員
	介護支援専門員	介護支援専門員

※ 太字は、必須な資格又は受講修了が必要なもの

※ 『介護福祉士』については、介護実務者研修修了者も含まれる。

寿生会職員資格取得構想

サービス事業所	職種	資格
	管理者	社会福祉施設長任用資格相当
	相談支援職員※	社会福祉主任用資格相当 介護支援専門員（更新を含む）
全サービス事業所	介護職員	介護福祉士※ 医療的ケア(喀痰吸引等)認定従事者研修 認知症介護実践者研修
	調理職員	調理師

- ※『介護福祉士』については、介護実務者研修修了者も含まれる。
- ※ 資格取得または研修受講にあたって、積極的に支援を行う。
- ※ 相談支援職員については、生活相談員、介護支援専門員、サービス計画作成担当者を指す。

資格取得支援ガイドライン

令和4年4月1日

資格取得支援の基本方針

資格は、寿生会の運営に大変資するものである一方で、地域社会でも同様である。そのため、活用方法は、当法人が望む形で活用されることもあるが、その判断は、職員個人に委ねられている側面もある。

そのため、資格などの取得は、法人が望んで取得促進をしても、最終的な判断は、職員個人の意思によって決めることがあると考える。

のことから、当法人が行う資格取得支援について、ガイドラインを作成する。

【資格取得支援】

事業運営上必要不可欠な資格取得、業務上必要な研修受講		自己啓発による資格取得、研修受講
勤務の取り扱い	出張扱 ※別紙記載のあるもの、他、必要であると上司が認め決裁を受けた場合	職務専念義務免除(出勤しているものとみなす) ※所定の手続きをした場合のみ
費用	受講費用、交通費、日当の支給 ※介護福祉士に関しては別記参照	法人からの費用負担は無し

【具体的取扱例】

受験や受講に際しては、都度、本人の意向と所属部署の意向を調整によって決する。

資格名称	勤務取扱	費用	理由
介護福祉士国家資格	2回まで 出張 (試験日及び移動日)	日当、交通費のみ支給 受験費用、登録料は自己負担	・介護職員として基本的資格なので、できる限り支援は必要。将来的には、すべての介護職員が所持することを目標。 ・一方、回数制限を設けることで、冗長化を防ぐ。
	3回以上 職務専念義務免除 (受験日)	すべて自己負担	
介護初任者研修 介護実務者研修	職務専念義務免除 (面談授業日のみ)	すべて自己負担 ※岩手県社会福祉協議会で、学習費用の貸与事業があり、活用を推奨	・介護福祉士取得に必須であるが、研修実施校が様々で費用や日程も異なるため。 ・通信教育もあり、在宅学習期間中の配慮困難。
	受験者・非現任 現任 職務専念義務免除 (受験日、研修日(実習含)) 出張	すべて自己負担 受講費用、交通費、日当の支給	・キャリアアップの一環で、取得は望ましい。 ・人員配置の幅を広げるために、一定数の職員が所持するのは良いが、すべての職員が所持しておく必要性はないと判断される。 ・一定の求人があり、転職の機会となる恐れから、退職を促す可能性もある。

事業運営に関する資格・研修	<p>原則、職務専念義務免除とする。</p> <p>運営上必須と判断されるもの（法人、事業所として推薦するもの）については、出張とする場合あり。</p>	<p>原則、自己負担。</p> <p>左記により、運営上必須であると判断されれば、法人負担。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップの一環で、取得や受講は望ましい。 ・解釈の仕方では、様々な資格や研修の受講が当てはまる可能性があり、一律的に処理するのは難しいと思われる。
【運営上必須とする研修等の判断ポイント】			
<p>○法人として受講を認めている資格、研修は、別紙に定めるほか、施設長、または所属部署の管理者、主任等より、資格取得や研修受講について指示があった場合は、出張（費用も法人負担）の取り扱いとする。</p> <p>○職員個人が受講を希望している場合、研修等の開催案内を回覧し添書に希望があることを記入し決裁を受けること。その際に以下のポイントを踏まえて記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現在の職務に関連していることが明らかであること（受講希望者は、その理由を簡潔に記入） ② 所属する部署の管理者または主任等が受講等を認めていること（希望者の職務や将来性に合致しているか考慮） ③ 施設長が受講等を認めていること（法人全体、その部署等の利益にかなうことかどうか考慮） <p>※決裁を受けた場合、出張（費用法人負担）の取り扱いとする。</p> <p>※決裁を受けられなかった場合や、職員個人の判断で出張の取り扱いを希望しない場合、原則どおりとする。</p>			

※『医療的ケア研修』の受講については、当施設や近隣施設での実地研修の機会がなく、研修は実施しない（変更の可能性あり）